

屋外広告物許可申請手数料の一覧表（八頭町手数料徴収条例の規定による）

区分		単位	手数料の額	
			照明を用いないもの	照明を用いるもの
はり紙		100 枚につき	400 円	
幕広告		1 個につき	700 円	1,400 円
気球広告		1 個につき	1,450 円	2,900 円
その他の 広告物又は は広告板、 掲示板その他これ らに類する 物件	表示面積が 1 平方メートル未満のもの	1 個につき	350 円	700 円
	表示面積が 1 平方メートル以上 3 平方メートル未満のもの	1 個につき	700 円	1,400 円
	表示面積が 3 平方メートル以上 5 平方メートル未満のもの	1 個につき	1,200 円	2,400 円
	表示面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの	1 個につき	1,550 円	3,100 円
	表示面積が 10 平方メートル以上 20 平方メートル未満のもの	1 個につき	2,600 円	5,200 円
	表示面積が 20 平方メートル以上のもの	1 個につき	2,600 円に 20 平方メートルを超える 10 平方メートルまでごとに 1,400 円を加算した金額。但し、最高金額を 35,000 円とする。	5,200 円に 20 平方メートルを超える 10 平方メートルまでごとに 2,800 円を加算した金額。但し、最高金額を 70,000 円とする。

備考

ア 表示面積とは、広告物を表示する部分の面積をいう。

イ はり紙の枚数が 100 枚未満であるとき又はその枚数に 100 枚未満の端数があるときは、100 枚として計算する。